

質問回答書

下記業務委託に対する質問について回答いたします。

- 業務名：こども場所等の推進にかかるサイト構築及びプロモーション業務委託
- 企画提案書提出期限：令和7年6月30日（月）

質問項目	質問内容	回答
1 募集要領 2（6）参加に際しての注意事項	7月に実施予定のプレゼンテーションですが、サイトのデザインを説明するときに実際に動きをつけたページを作成し、そのページをプロジェクターに投影して説明してもよろしいでしょうか。 また、作成したページのアドレスは提案書に掲載してもよろしいでしょうか。	提出いただく企画提案書による説明を原則とし、新たな資料を用いて説明することは認めません。ただし企画提案書上に、作成したサイトのURLを掲載したうえで、イメージを説明するために補完的に用いることは差し支えありません。 なお、企画提案書及びサイトには企業名が分かるような表現が入らないようご留意願います。
2 仕様書 1 業務の目的	業務の目的を明確に把握したいと思いますので、4行目「本業務は、〜〜〜目的とする。」この部分の長文を簡潔な文章にて、再度ご説明いただけないでしょうか。	今回の業務委託は、 ○ウェブサイトを構築し、こども場所の充実に係る活動を行っている団体・企業等に関する情報や、活動者と支援者のマッチングに関する情報を発信することで、こども場所の立ち上げや継続の支援を行うこと ○こども場所の充実ははじめとする県の子育て支援施策のプロモーションを行うことで、社会全体で子育てを応援する気運を醸成することを業務の目的としています。
3 仕様書 2（2）ウェブサイトの開設時期について	ウェブサイトの開設時期について、段階的に公開となっていますが、公開前のコンテンツは準備中という形で公開するのでしょうか？それともメニューからも表示させない状態で公開となるのでしょうか？	全体像を示すことが分かりやすいと思われますので、公開前のコンテンツは準備中とした形での公開を想定しています。
4 仕様書 3 業務内容	「こども場所」とこども家庭庁が活用する「こどもの居場所」は同意語と捉えて構わないでしょうか。 ①☒に同意語であった場合、言葉を変えている意図を教えてください。 ②☒に同意語ではない場合、「こども場所」の捉え方が「こどもの居場所」とどう違うのかをご説明してください。	本県ではこども家庭庁が定義する「こどもの居場所」を踏まえながら、こどものチャレンジを後押しする体験の提供の要素も盛り込み、こどもの居場所とこどもの体験の機会の双方を合わせて「こども場所」と示しています。
5 仕様書 3 業務内容	他県の同様ウェブサイトを見ると「こどもの居場所」の公式SNS（FBやLINEなど）を開設しているところもあります。長崎県では今後、開設する予定はありますか？その際はどのメディアを予定していますか	現時点で「こども場所」に特化した公式SNS等による情報発信の想定はありませんが、本業務において効果的な手法等ありましたら、ご提案ください。
6 仕様書 3（1）こども場所ウェブサイト構築及び保守管理	今回、ウェブサイトを新設するということですが、これまではこのようなこども場所の管理・情報発信、支援者の対応、問合せ・相談窓口、マッチングなどはどのように行っていたのですか	県では、結婚、妊娠・出産、子育てまでのライフステージに応じた情報発信を行う「ながハピ！」において、こども場所のコーナーで児童館やこども食堂の情報発信を一部行っており、相談窓口は今年度より設置予定という状況です。 このため、「こども場所」に係る活動を行っている団体や企業、「こども場所」を応援したいと考えている企業等を対象としたウェブサイトの新設することで、こども場所の情報発信をはじめ、マッチング機能を活用した活動者同士や活動の応援者との結びつきを期待しています。

	質問項目	質問内容	回答
7	仕様書 3 (1) ①基本的事項	『県内各地の「こども場所」の特色ある取組について、イメージを醸成できる構成であること。』とありますが、それぞれの特色ある取組の内容はご提示いただけるのですか。また、どんな特色なのかを教えてください。	こどもの居場所については、子ども食堂や多世代交流などの食や交流、プレーパークや遊びの提供などの遊び、学習支援やフリースペースなどの学びの場の提供の活動が特色として見られます。
8	仕様書 3 (2) 県内プロモーション	4行目「県内情報メディアと連携した情報発信を行う」とありますが、どのような取り組みを行っていたのですか。詳しく教えてください。	今年度はテレビ局と連携し、毎月1回夕方のテレビ番組で県の子育て支援施策について発信するほか、結婚支援に関する取組を年4回特集として発信しています。 また、新聞社と連携した広報誌や広告の作成・掲載や、国や県の子育て支援施策に関するデジタル記事作成を一部を行っています。
9	仕様書 6 (2)	総括責任者は受託者で行いますが、それ以外の担当者については再委託先で業務遂行してもよろしいでしょうか	その旨を書面にて申請ください。承諾を受けた際にはお尋ねの対応で差し支えありません。ただし、その際は以下の条件を付すこととします。 ○再委託先における行為については受託者が全責任を負うこと。 ○再委託先が本県に損害を与えた場合、受託者がその損害の責任の全てを負うこと。 ○受託者は、再委託先に対して再々委託の禁止を義務付けること ○受託者は、再委託先の業務実施体制及び遂行状況を適切に把握し、県の求めに応じて迅速に報告を行うこと。 ○受託者は、再委託先に対して業務上知り得た情報について守秘義務を負わせること。
10	その他	こども場所を利用する方（こども）の男女比と年齢構成を教えてください。定量的なデータがなければ、感覚的にでもいいのでこどもの象がイメージできるようなものをお教えてください。	こども基本法に掲げる「こども」とは心身の発達過程にある者としているため、年齢や性別での区分は想定しておらず、幅広い年齢層を想定しています。 また、こどもの居場所については、親や活動者、応援者、一般県民の方の気運醸成も含めて幅広く機会を提供したいと考えています。